

## 【 取引業者の皆様へ 】

富山短期大学は、補助金等の不正に厳格に対応し、不正が起きない、起こさない環境づくりに取り組んでいます。

補助金等の不正に関して、厳しく取り締まっておりますので、ご協力をお願いいたします。

### ● 補助金等の不正とは

本学に対して実態を伴わない虚偽の書類（架空取引、品名替等）を作成し、実態があったものとして本学に提出して、不正に補助金等を支出させることです。

- ・ 預け金：架空の発注・納品により支払われた補助金等を取引先に管理委託することです。
- ・ 品名替：取引事実と異なる品名に書き換えた書類を本学に提出することです。
- ・ その他：上記以外の虚偽の書類の作成。

### ● 不正に対する処分

取引業者が本学に対して虚偽の書類（架空取引、品名替等）の作成をした場合は、その内容に応じて一定期間取引を停止することになっています。また、本学の教職員等からの依頼があっても虚偽の書類（架空取引、品名替等）の作成は絶対にされないよう、ご協力をお願いします。

### ● 補助金等の不正に係る告発窓口（相談を含む）

本学教職員から架空発注等、不正と思われる取引の要請等があった場合は、下記の担当窓口にご相談をお願いします。

富山短期大学事務部    TEL:076-436-5146    FAX:076-436-5444    E-mail:shomu@toyama-c.ac.jp